

国税審判官（特定任期付職員）の採用について（平成 25 年 7 月）

国税不服審判所では、国税審判官への外部登用の工程表（平成 22 年 12 月 17 日公表）に基づき、平成 25 年 7 月 10 日付で 13 名（弁護士 5 名・税理士 6 名・公認会計士 2 名）の民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用しました。

平成 25 年度の採用者数は、本年 4 月 1 日付で採用した 4 名との合計で 17 名となります。

なお、民間専門家から登用した国税審判官の在籍者数（平成 25 年 7 月 10 日現在）は、50 名となります。

【特定任期付職員の採用状況】

単位：人

採用年度	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
応募者数	39	17	17	51	93	101	76
採用者数	4	1	3	13	15	16	17
新規採用後の在籍者数	4	5	8	18	31	44	50

(参考)

【国税審判官への外部登用の工程表（平成 22 年 12 月 17 日公表）】

単位：人

外部登用者	年分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
年初における登用者数		18	31	43
任期満了者数 (退任数の上限)		2	3	13
新規採用数 (任期延長者含む)		15～16	15～16	20
年末における登用者数		31～32	43～44	50

(注 1) 特定任期付職員として採用する外部登用者の雇用期間は、原則として 3 年間とする。
(注 2) 上記工程表の人数については、応募者の状況等により変動する場合がある。